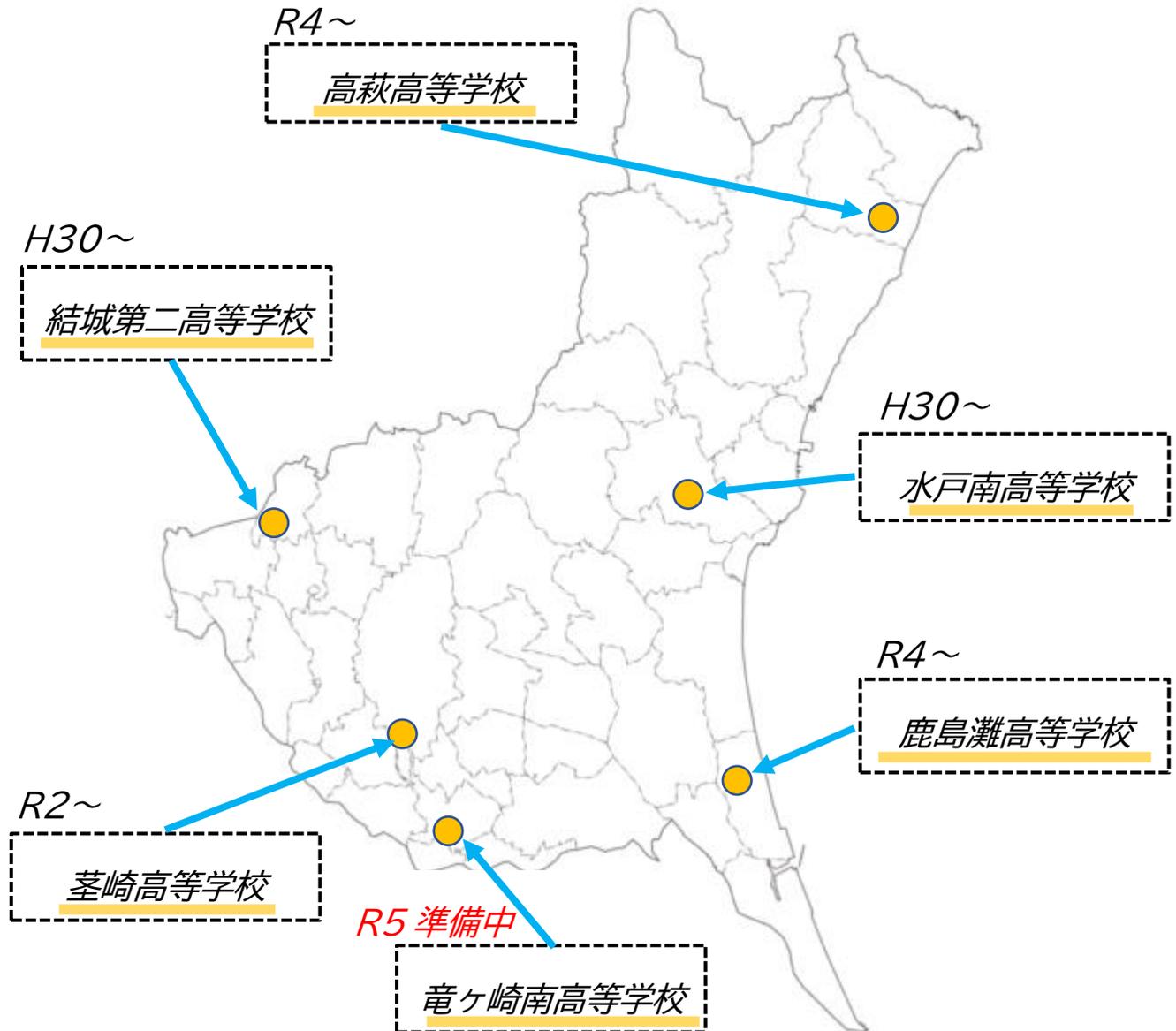


茨城県立高等学校等における「通級による指導」について

茨城県教育委員会

○ 茨城県では、令和5年度、6校で「通級による指導」（自校通級）を実施します。



期待される効果

- ソーシャルスキルやコミュニケーションスキル、ストレスマネジメントスキル等、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援により、生活上や学習上での困難さの改善を目指します。
- 自立や社会参加を目指す上で必要な能力の育成を目指します。
- きめ細かな指導・支援により、生徒本人の学習意欲や、自己肯定感の向上を図ります。

Q. 通級による指導とは？

- A. 通常の学級に在籍する障がいのある生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態です。
- 高等学校では、平成 30 年度より国で制度化され、本県においては、原則として自校での実施をしています。
- 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

Q. 対象となる生徒は？

- A. 自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠如・多動性障がい等のある生徒やその他通級による指導が必要と認められる生徒が対象となります。
- 実施校で、本人・保護者の希望や学校生活での教員による実態把握により、通級による指導の対象となるかを判断します。
- ※中学校までの「通級による指導」の経験や障がいの診断の有無は問いません。

Q. 指導内容は？

- A. 生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、指導内容を計画します。（個別の指導計画）
- 通級指導教室で、基本的には個別に授業を実施します。
- 取組例として、「障がい特性の理解と自己理解」「効果的なコミュニケーションスキル」「社会自立に必要な知識やスキル」の指導などがあります。
- ※いわゆる教科の補習の場ではありません。

〈教育課程上の位置づけ〉

- ・学校の実態によって、放課後等や一部の選択科目が設定されている時間に教育課程を編成します。

〈放課後に実施する場合〉

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
放	通級	通級	通級	通級	通級

〈選択科目に替える場合〉

	月	火	水	木	金
1					
2		通級			
3				通級	
4					
5					
6					

- ・高等学校では、「自立活動」という科目の枠組みで実施し、その時間では、「自立活動」の単位を取得したものと認定されます。

〈〈高校で通級による指導を受けるには…〉〉

まず、在籍する中学校の先生に相談をしてください。（例：特別支援教育コーディネーターや担任の先生）

〈〈中学校までの支援を基に、高校での支援を検討してもらうためには…〉〉

中学校で作成された個別の教育支援計画と個別の指導計画を入学する高校に引き継いでもらえるよう中学校の先生に相談をしてください。